

議案第96号

佐野市自家用有償バス条例の廃止について

佐野市自家用有償バス条例を廃止する条例を次のように定めます。

令和元年12月6日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市自家用有償バス条例を廃止する条例

佐野市自家用有償バス条例（平成20年佐野市条例第41号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 市長は、この条例の施行の日前に発行された定期乗車券の利用者からの当該定期乗車券の還付の請求があったときは、当該定期乗車券の額の一部を還付することができる。
- 3 市長は、前項の規定により還付するときは、その請求1件につき200円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）の手数料を徴収する。

（佐野市特別会計条例の一部改正）

- 4 佐野市特別会計条例（平成17年佐野市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

（佐野市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 前項の規定による改正前の佐野市特別会計条例第3条第5号に掲げる佐野市自家用有償バス事業特別会計（以下「自家用有償バス事業特別会計」という。）の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 6 自家用有償バス事業特別会計の令和元年度の歳出予算に係る経費の金額のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項又は第220条第3項ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

- 7 附則第4項の規定の施行の際、自家用有償バス事業特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。
- 8 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

理 由

佐野市自家用有償バスを廃止するため本条例を廃止したいので提案するものです。

佐野市特別会計条例の改正案 新旧対照表

(附則第4項関係)

現 行	改 正 案
<p>(特別会計の種類)</p> <p>第3条 特別会計の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>佐野市自家用有償バス事業特別会計</u></p> <p><u>(6)</u>・<u>(7)</u> (略)</p>	<p>(特別会計の種類)</p> <p>第3条 特別会計の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> (略)</p>